

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ
交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会
合同会議（第19回）

日時 令和5年6月16日（金）10:02～11:26

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局（石井室長）

ただいまから、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ（第19回）及び交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会（第23回）の合同会議を開催いたします。

皆様、本日はご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりまして、委員の皆様へ事務的に3点お願いです。

1点目、委員の先生方におかれましては、会議中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、発言される時以外は、マイクをミュートの状態にしてください。よろしくお願いいたします。

2点目です。発言を希望される際は、Teams会議の手挙げ機能で合図をお願いします。

3点目です。通信のトラブルが生じた際は、事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局から連絡をいたします。

その他もし何かご不明点などございましたら、事前に事務局より連絡をしておりますメールアドレスまでお知らせください。

それでは、これからの議事進行について、山内座長にお願いいたします。山内先生、よろしくお願いいたします。

○山内座長

はい、承知いたしました。まず、本日の合同会議の一般傍聴、これにつきましては、インターネット中継による視聴方法ということでお願いします。

それから、今日の議題なんですけれども、議題は、系統確保スキームの見直しについて、これをご検討いただきたいというふうに。

それでは、まず、事務局は資料の確認ですね、お願いいたします。

○事務局（石井室長）

はい、承知しました。インターネット中継をご覧の皆様は、経済産業省、または国土交通省のホームページに資料をアップロードしておりますので、そちらをご覧ください。

本日の配付資料については、配付資料一覧にありますように、まず、議事次第、それから委員名簿、それから資料1としまして、「系統確保スキーム」の見直しについて、それから資料2としまして、地域での案件形成における取組について、そして参考資料としまして、有望な区域の整理についてということで、今年5月12日に発表した資料というものを付けております。

配付資料の確認は以上でございます。

2. 説明・自由討議

「系統確保スキーム」の見直しについて
地域での案件形成における取組について

○山内座長

はい、ありがとうございました。

それでは、議事次第をご覧くださいますと、議題は先ほど言いましたように、系統確保スキームの見直しについてで、あと報告事項で、地域での案件形成における取組についてというのがございます。資料1と、それから資料2ということでもありますけれども、これを併せてご説明いただいて、その後、意見交換というふうにさせていただければと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事務局（石井室長）

それでは、資料1をご覧くださいければと思います。おめくりいただきまして、1ページ目です。前回の審議会では、ノンファーム型接続を前提とした系統接続ルールへの変更、それから、系統確保スキームに関する事前調査の内容などを踏まえまして、系統確保スキームの在り方について見直しが必要ではないかといった、そういったご報告をいたしました。

本スキームの見直しに関する検討状況を今回は報告するとともに、この系統確保スキームへの集約に向けた考え方についてご意見をいただきたいというふうに考えております。

資料1について、大きく2点ございます。その1. にありますように、今申し上げましたとおり、ノンファーム型接続における系統確保スキームの適用目的と実施内容についての報告と、2点目がご議論いただきたいところですが、系統接続の確保の方法を系統確保スキームに集約をして、事業者による系統確保は求めない方向に移行していく、それに向けた考え方というものでございます。

1月30日に開いた、この合同会議の資料を抜粋したものが下の点線枠でございますけれ

ども、1 ページ目の下です。1. にありますように、あらかじめ国が一般送配電事業者に対して、暫定的な系統容量の確保を要請する、系統確保スキームの制度設計を進めてきているところです。

2. にありますように、セントラル方式が導入されることを踏まえて、今後の系統接続の確保の方法についても、事業者ではなくて国による系統確保スキームに集約していくこと、これを念頭に置きながら、調査事業を国で昨年度実施しましたけれども、その調査事業で得られた知見を踏まえながら、ノンファーム型接続を前提とした系統確保スキームの在り方を検討していくと。

3 番にありますように、当面は現行の方式、これはすなわち事業者が確保している系統を、再エネ海域利用法における発電事業者の公募で活用するというものですが、この現行の方式に基づいて、事業者からの情報提供で、事業者から提供を受けた確保済み系統も対象とするが、将来的には、事業者が確保した系統の活用は前提にせず、事業者による系統確保を求めない方向に移行していくこととするというのを、前回の合同会議でお示しをしています。

次のページ、2 ページ目でございます。政策的背景と現在の状況でございますけれども、こちらも1月30日の合同会議の資料をお示したものです。

1 番にありますように、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定基準の一つに、系統確保要件を規定しています。現状では、先ほど申し上げたとおり、個別の事業者が確保した系統接続契約を発電事業者の公募をする際に活用し、将来選定された事業者は、その系統を承継するというのを前提に制度運用をしていますと。

他方で、2 番にありますように、この現行制度は、以下の課題がございます。大きく2点です。まず、①ですけれども、事業者が確保した系統容量に区域の発電出力規模が依存することになりますので、対象区域の自然的条件などに基づいて発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模となっていない可能性があるというのが1点目です。

2点目が、複数の事業者によって同一の区域で重複して系統確保が行われてしまう場合、そういう場合もありますが、必要規模以上の系統容量が確保されることによって、本来接続できたはずの他の電源が接続できなくなるおそれがあるというものでございます。

こうした状況を踏まえまして、3 番ですけれども、適切な出力規模に対して必要な系統容量を国が暫定的に確保する仕組みであります、系統確保スキームについて制度設計を進めています。

この系統確保スキームの適用に当たってですけれども、スキームの適用対象となる区域において、系統容量に関する事前調査を行う必要がある。具体的には、その4番の①、②に示しておりますように、風況等の自然的条件を勘案して、発電設備の出力規模、それから系統容量がどの程度となるのかという点と、2点目が、その系統容量を踏まえた系統接続の蓋然性の確認というものでございます。

この2点について、令和4年度、昨年度ですけれども、北海道の準備区域5区域を対象に

事前調査を実施して、今年5月にその結果を踏まえて、有望な区域に整理したという経緯がございます。

3ページ目です。この北海道の当時準備区域だった5区域を対象に実施した事前調査の概要がこちらでございます。これは今年の5月12日に、経済産業省からプレスリリースした資料を、その後、お示ししたのになっておりますけれども、下のフローチャートのところをご覧くださいと思います。

調査事業では、まず、①にありますように、対象区域における発電設備の出力規模の範囲を算定する。それに対して、発電事業者から出力規模に関しての意見聴取を行った上で、②番ですけれども、この出力規模を踏まえた系統接続の蓋然性や接続費用について、一般送配電事業者に対して検討を依頼するという、そういうプロセスを経ております。

調査対象としました5区域の区域の概要は、下の表にあるとおりでございます。石狩市沖、それから岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖という5区域について、面積ですとか水深等を示したのになっております。

次のスライドです、4ページ目でございます。この調査した結果でございますけれども、調査した結果が、下の表にございます。先ほど申し上げました5つ5の区域に対して、風車の配置の想定、それから10MW基を配置した場合を下限値とし、15MW基を配置した場合を上限值として、出力の規模というものについての想定をしております。

続きまして、5ページ目でございます。こちらは参考でございます。発電出力規模の算定を行った際の前提条件でございます。風車の規格については、先ほど申し上げましたとおり、主軸を15MWとし、下限値を10MWとしております。

それから、風車の離隔です、Dについては、これ風車のロータ径になりますけれども、直交方向については4D、それから主風向方向については6～7Dというふうにしております。

それから、風況条件ですけれども、こちらはNeoWinsを活用しまして、ハブ高さに近い高度140mの風速が7m/s以上というふうになる地点を対象に、配置を行っております。

それから、一番下ですけれども、社会的制約への対応ということで、国定公園、それから漁業権、主要航路、そういったものを除外して配置をしております。

続きまして、6ページ目でございます。こちらは算定しました発電出力規模に対しての発電事業者に対して意見照会を行った結果をお示ししたものです。こちらも同様に、5月12日にプレスリリースをした別紙でございます。

大きく4点ございます。まず、(1)ですけれども、風車の規格について。こちらは15MWより大きい出力の風車の開発も進んでいるため、それを勘案した試算をすべきではないかというものです。

それから、二つ目が風車の離隔についてでございます。4Dではなく、3Dで検討してはどうかというもの。

それから、3点目が、風車配置の制約条件でございます。こちらはレーダーへの影響や景観の観点の制約といったものも加味してはどうかというもの。

それから、4点目が、区域の設定についてでございます。ここは着床式だけではなくて、浮体式の導入も見据えた区域設定をしてはどうかというものでございます。

それぞれのご意見については、その青枠で書いているとおりの回答をして、その上で対応していくというところでございます。

続いて、7ページ目でございます。この系統確保スキームに関する事前調査、今申し上げた内容を、概要としてまとめたスライドがこちらでございます。

まず、一つ目ですけれども、系統接続の蓋然性に関する調査方法ですけれども、こちらは先ほどご説明したとおりです。各区域の発電出力規模の想定が既存系統に接続可能かについて、一般送配電事業者、今回のケースであれば北海道5区域ですので、北海道電力ネットワーク株式会社さんに、その蓋然性の検討を依頼をしました。

検討の依頼に当たりましては、二つ目の丸にありますように、接続検討申込書の検討要式のうち、接続の概念性に大きく影響する項目を選定し、その様式に必要事項を記載して、一般送配電事業者へ提出をし、概略の検討をお願いしたという形になります。

そして、その概略の検討の結果、蓋然性の確認結果が2. でございます。まず、一つ目の丸にありますように、いずれの区域も、ノンファーム型接続を前提に連系が可能ということを確認しています。

二つ目の丸です。連系に当たっては、出力変動等に起因する電圧変動対策が必要。

また、事故時の周波数影響などを考慮した運用・対策などが必要となる可能性ですとか、あと複数区域での連系が進んだ際には、連系先系統の系統混雑や需給面からの制約が生じる可能性がある点について留意するというもの。

そして、一番下の丸ですけれども、将来、再エネ海域利用法に基づいて、当該区域で国が発電事業者を公募する際ですけれども、その際は、事業者が確保した系統接続契約を活用するのではなくて、対象区域における系統接続の前提条件として、発電出力規模や技術的要件といった情報を国が整理する形とするというものでございます。

8ページ目は、この概略検討に当たっての様式の中から、重点的に検討を行ったところというものを示した参考になります。

そして、9ページ目、ご覧いただければと思います。この系統確保スキームの見直しの論点でございます。ご報告事項です。今申し上げました、令和4年度に実施した北海道の5区域を対象とした調査、この結果を基に、本スキームの目的と実施内容を以下のとおり一般化したいというふうに考えています。

まず、一つ目です。ノンファーム型接続を前提とする場合ですけれども、その場合は、発電事業者公募の実施前に、国が系統容量を暫定的に確保することは必ずしも必要なく、事業者が一般送配電事業者との間で個別に接続契約を締結する形でも不都合はないこととなります。

ただ、2. にありますように、系統容量以外の要素、これは連系点について物理的に連系が可能な件数ですけれども、これについては、ノンファーム型接続であったとしても、制約、制限が生じます。したがって、系統の空押しえですとか、重複した設備形成を防止するという観点から、系統接続の確保を国に一本化する、そういう取組が引き続き必要であるというふうに考えています。

したがって、矢印にありますように、系統確保スキームの目的を、暫定的な系統容量の確保ではなくて、系統接続に関する交通整理としまして、対象区域における合理的な系統接続の方針を整理する取組という形で再整理をいたします。

その上で、3. です、国が系統確保スキームの一環として行う調査の中で、以下の事項を実施するというふうにしていきます。

まず、①です。再エネ海域利用法に基づく発電事業者の公募の対象となる発電出力規模の範囲の設定です。

それから、2点目です。事業者が行う系統接続の接続検討申込みの前提条件の整理でございます。

その上で、矢印にありますように、上記①、②の内容を、事業者が公募に参加する条件として公募占用指針で規定するというのと、あとは国から電力広域的運営推進機関を通じて、一般送配電事業者に対して暫定的な連系予約を要請をする。

これによって重複した設備形成が防止され、円滑に系統連系できる状態を確保するというところでございます。

その内容をフローチャートにしたものが、10 ページ目でございます。

それから、11 ページ目が、現行の系統確保スキームのプロセスを示したものです。口頭でご説明したものをフローチャートにしたものですので、詳細は割愛いたします。

続いて、12 ページ目でございます。こちらは系統確保スキームに集約させていくという、その方法についての考え方案でございます。こちらについては、委員の先生方からご確認いただき、コメントいただければと思いますけれども。まず、1番にありますように、先ほどご説明しました北海道の5区域、その5区域以外の有望な区域では、既に事業者が系統を確保しております。その系統の存在を前提に、法定の協議会での議論などが行われています。ですので、これらの区域では、事業者が確保した系統を活用する現行方式、すなわち選定された事業者、将来選定された事業者が、系統を確保している事業者から、その確保済みの系統を承継するという、その方式ですけれども、その現行方式によって発電事業者の公募を実施するということとしていきます。

他方で、一定の準備段階に進んでいる区域、これは準備区域と略称、呼んでおりますけれども、それと、そもそもの区域もまだ整理されていない地域では、地元調整の途上にあります。ですので、これらの調整の結果、区域の範囲ですとか、前提条件が変わり得る状況でございます。

したがって、仮に既に事業者が系統を確保していたとしても、当該区域のそういった

調整状況を的確に反映できていない場合であれば、現行方式であったとした場合には、接続契約のやり直しなどによって、追加の手续ですとか費用負担が発生します。すなわち、その後の発電事業者の公募において、支障が生じる可能性がございます。

こういった観点に鑑みまして、3.です。現時点で準備区域、またはどの区域にも整理されていない区域については、以下の方針としたいと考えています。すなわち、①番ですけれども、A、Bとありますが、このA、B両方を満たす場合には、事業者が確保した系統を活用するという方式にする。Aですけれども、事業者からの情報提供、これは毎年、国に情報提供をいただいておりますけれども、事業者からいただく情報提供において、事業者が自ら確保している系統を国に情報提供し、かつ、確保した系統を公募に提供する意思が示されているということ。

Bです。Bは、都道府県からも、毎年、国に情報提供をいただいておりますけれども、都道府県が、このAに該当する系統の活用を前提に、国に対して当該区域の情報提供を行っていること。このA、B、両方を満たす場合には、事業者が確保した系統を活用した上で、発電事業者の公募を実施する。

他方で、これに該当しない場合について、②ですけれども、その場合には、国の系統確保スキームに基づく対応を原則としたいというふうに考えております。

このページ以降は、ご参考でございます。現在の各地域の区域の現状ですとか、そういったものをお示ししたものでございます。資料の説明については、割愛いたします。

続きまして、資料の2についてご説明をいたします。

こちらは最近の取組状況、特に各地域で進めております法定協議会を中心に、地域での案件形成における取組について、現状をご紹介しますものでございます。

表紙をめくりまして、1ページ目、お開きください。各有望な区域では、再エネ海域利用法に基づいて法定協議会を開催しております。この法定協議会には、国、それから都道府県、それから地元の市町村、あとは関係する漁業者、あとは有識者が参画をしまして、将来、公募を実施し、選定される選定事業者に対して求める事項を議論しています。

協議会の中で取りまとめた、いわゆる合意事項については、これは取りまとめとして文書化されまして、再エネ海域利用法の中に規定されているんですけれども、この内容については、協議会の構成員、それから事業者選定後は選定事業者も構成員になりますので、協議会の取りまとめの内容、結果を尊重しなければならないというふうになっています。

最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じまして、地域ですとか、漁業の将来像についても議論をしています。

今申し上げましたけれども、選定事業者は、この協議会取りまとめについては、地元と一緒に、その実現に向けて取り組んでいくということが求められます。

下に、協議会意見取りまとめが、どのように構成されているかを表にしたものをお示ししていますが、選定事業者に求める事項は、大きく4点あります。一つ目が、地域・漁業との共存共栄策の実施というもの。二つ目が、漁業影響調査に関する内容。それから、三つ目が

発電設備の設置ですとか、発電の電気事業の運営に係る留意点、4点目が環境配慮です。

それに加えて、取りまとめには、地域の将来像というものをつけるようにしています。例示で、そこには長崎県西海市江島沖、新潟県村上市・胎内市沖が書かれておりますけれども、この二つで構成をされています。

この協議会の取りまとめの内容は、発電事業者が、将来、選ばれた後ですけれども、地域・漁業の将来像の実現に向けて、地元と一丸となって取り組んでいくことで、まさに共存共栄を具現化していく、そういうことが求められております。

2ページ目でございます。地域の将来像をどのように実現していくのかということなんですけれども、各法定協議会の取りまとめの中では、この地域や漁業との共生のために、選定された事業者が出捐する基金についても規定をしています。この基金は、当然、透明性や適切な管理を前提に運用していくということになりますけれども、選定事業者から提案を、国は公募占用計画の提案を受けるわけですけれども、この提案された内容を基に検討する、それから実施する共生策の取組が、この将来像で示した内容の実現に寄与しているかという観点から、実際に基金の運用を通じて検証・改善していくという仕組みが重要でございます。

フローチャートを下に示しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まず、青いところをご覧いただければと思います。法定協議会の中では、取りまとめの一部として、地域の将来像を示しております。この地域の将来像を実現するために、※印で書いておりますけれども、将来、選定された事業者は、現状、第2ラウンドの公募ではそうになっておりますけれども、基金の規模は、設備容量×250×30で算出ということにしています。この基金を活用して、実際に選定事業者は、今度は緑のほう、Cのほうですけれども、地元と一緒にやって共生策の検討を実施というものが進められていきます。

そして、実際に、この共生策の実施状況などについては、この有望な区域で設置した法定協議会、これは選定事業者が決まった後も継続していきます。選定事業者も加わった形で法定協議会の中で議論をしていくわけですけれども、共生策の進捗状況なども含めて、この協議会で報告をし、その取組の効果などを検証し、適宜、見直しなり、改善策を検討していくということが重要であるというふうに考えております。

次のスライド、3ページ目でございます。こちらは将来像として、各区域の例をお示ししています。現在、第2ラウンド公募としまして、6月30日までの公募期間、そして四つの促進区域で公募しておりますけれども、その一つである長崎県西海市江島沖については、法定協議会取りまとめの中で将来像をこのように記載しております。内容ですけれども、江島へ移住・定着する人が徐々に増えていくですとか、あとは将来にわたって、この島がライフステージに応じて、安心・快適な生活圏となるということを目指す。そして、日本における一つの先進的な離島振興モデル、スマートアイランドを目指していくということで、漁業振興策、地域振興策が示されています。

それから、次のスライドです、4ページ目です。これも第2ラウンド公募をしております

促進区域の一つの新潟県村上市・胎内市沖の法定協議会の中で取りまとめた将来像です。こちらについては、温暖化の抑止を大切な環境課題と捉えて、再エネを促進していく。洋上風力を誘致して、この地で暮らす人々・生まれ育つ人々が環境を大切に考えるようになり、それが地域のシビックプライドの醸成につながるようになっていく。

そして、洋上風力を実現して、産業振興、雇用確保、魅力ある観光スポットを生む、そして将来を見据えて持続可能なまちづくり、地域の活性化、持続可能な漁業体制を構築していくというのが将来像でございます。

その具体的な地域振興策ですとか、漁業振興策は、その下にあるとおりでございます。

そして、5ページ目です。こちらも現在公募中の、第2ラウンド公募中の促進区域の一つですけれども、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖でございます。こちらについても、将来像をこのようにお示ししております。こちらは人口減少問題の克服を最重要課題に位置づけて、洋上風力発電事業に対する県内企業の参入拡大、雇用創出によって、若年層の回帰・定着を目指すというものでございます。

そして、漁業、観光振興、それから環境価値の地産地消など、そういった取組を展開して、カーボンニュートラルやSDGsの理念を体現するエリアとして、持続的に発展していくというのが将来像でございます。

その具体的な振興策は、下に示しているとおりでございます。

そして、6ページ目でございます。こちらは第2ラウンド公募ではなくて、3月、今年3月に法定協議会が取りまとめた有望区域になっております、遊佐町沖の法定協議会の将来像でございます。

こちらについては、海面漁業を持続可能な生産基盤と、それから水産業の成長、産業化、それから川の恵みが次世代にも持続して、地域とともに成長・発展する内水面漁業・生産活動を実現していくというもの。

それから、若者が自発的に地元へ定着し、地域外からも遊佐への移住・定住が選択肢となるような、そういう持続可能で魅力あるまちづくりを実現するというのが将来像です。

その実現に向けた漁業協調策、それから地域振興策というのが、下に書いてあるとおりでございます。

続いて、7ページ目でございます。こちらは法定協議会の取りまとめの中で、発電事業者に対して求めていく事項の一つになっております漁業影響調査でございます。漁業影響調査については、これは第2ラウンド公募をしております法定協議会の取りまとめの中でもお示しをしているものなんですけど、その一例として、下には新潟県村上市・胎内市沖の例をお示ししています。

漁業影響調査については、これはその地域その地域のやはり漁業の特性、これをしっかりと勘案して、どういった調査を実施すべきなのか、対象とする魚種ですとか、調査の時期、それから実際にどのような評価指標、つまりパラメータを取っていく必要があるのか、漁獲量ですとか、水揚げ量ですとか。あとは、実際に取ったデータが、どのようになっていけば、

これは洋上風力発電による影響であるのか、ないのかというその判断です、その考え方というものもお示しをしています。

例えば、一番下に調査方法というのがありますけれども、促進区域と、それから促進区域から離れた外のエリアです、それを影響域、対照域対照というふうに称しまして、両方の領域で、例えば漁獲量、水揚量などを実際に補足をしていくと。結果として、その影響域・対照域対照で同じようなトレンドになっていけば、それは洋上風力によるものではないだろう。一方で、このトレンドが逆になっていけば、これは洋上風力による影響が考えられるのではないかといった、そういう考え方も含めて、各区域ではこの漁業影響調査シートというものをしっかり取りまとめて、法定協議会の取りまとめの中に位置づけております。

そして8ページ目、最後でございます。こちらは有望区域ですとか、重点区域になっていないような区域、そういった区域を対象に、自治体における案件形成を進めていくための支援というものを経済産業省では実施しております。洋上風力の継続的な新規案件創出、これに向けては、各地域におけます理解醸成ですとか、関係者の意識合わせが重要だというふうに考えております。

したがって、この案件形成を支援するための事業ですけれども、毎年度、都道府県に対して希望される地域があるかどうかというのを私ども募った上で、地域における初期段階の案件形成をサポートしています。

具体的にどういった支援をしているかということですが、左下、枠囲いをご覧くださいだければと思いますが、例えば専門家等による説明会の開催ですとか、あと地域での意見交換の実施、それから自治体側の文献情報です、そういったものを収集する際のサポート、あとは自治体の方々を対象に全体の研修会ということで、例えば洋上風力の先進地域、一例としましては秋田でございますけれども、そういった地域へのサイトビジットを通じた視察、それから研修といったものについてのサポートをさせていただいております。

こういったプロセスを経て案件を創出し、そして国に情報提供をいただきながら準備区域、それから有望区域、促進区域へというふうに発展していくという流れがこちらにお示したものでございます。

以上で、資料2のご説明になります。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑と、あるいは自由討論となります。

それで、冒頭にご説明したように発言の合図は挙手機能で、これをお願いしたいというふうに思います。チャットではなく、挙手機能でお願いいたします。

それで、通信の関係もございますので、発言時以外はビデオオフ、それから音声ミュート、これをお願いしたいと思います。

お手挙げされた方から、順次こちらからご指名させていただきます。

今のご説明について。今日、資料1でご説明、系統スキーム確保スキームを変えましょう

ということで、これは各事業者さんが確保していたものを、政府のほうといたしますか、行政のほうで確保して、12 ページ目のところで、これからそれに移行するに当たっての条件があつて、3. のA、B、これが満たされた場合には、事業者の確保した系統を活用するけれども、これに該当しない場合は、系統スキームに基づき、これからご提案するような形にすると、こういうことです。

これについての内容について、皆さんでご議論いただくというのが事務局からです。

ご質問でもご意見でも。実際に北海道の5区域でやってみたら、大体このぐらいの出力になるんじゃないかということが算定されたということで、いかがでしょう。

原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。声、聞こえておりますでしょうか。声のほう聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

はい、大丈夫です。

○原田委員

ありがとうございます。まず、前回の協議会で、系統の確保という言葉自体も、今後、実態に合わないのではないかと、見直してはいかがですかというようなことを申し上げまして。今回、一部反映していただいたということで、ありがとうございます。

また、この検討状況や決定事項も、この委員会、ワーキンググループ等で共有していただきたいというようなお願いも申し上げて、そちらについてもご対応いただきまして、誠にありがとうございます。

2点ほど、1点目質問と2点目はコメントということでございまして。すみません、最初にコメントを申し上げますが。今回のスキーム変更、系統について、この方向でご検討をいただいているというのは、セントラル方式に向かっていくという方向性についても沿っていると思いますし、また、系統の確保の目途をつけてきた既存の事業者さんに対しても一定の配慮があるということで、私としては基本的に賛同させていただきます。

また、今回の計算の前提については、いろんなご意見、もうちょっと変えたらいいというようなご意見があるというのも理解いたしておりますが。例えば風車の規格を15MWにするというようなものについては、現時点での技術や環境では適切と言えるのではないかなというふうに思います。これからの状況が変われば、こういったパラメータを変えていけばいいのではないかとということだと考えております。

重要なのは、このような一定の前提を置いた上で、その前提をしっかりと公開して、それを事業者さん側で調整をしながら利用して、彼らの数字が算出できるという工夫の余地を持たせているというやり方が重要なんだというふうに思います。

1点、非常に細かいことではあるんですけども、発電設備の規模の調査を行う際に、今回の事業者さんや有識者等に事前にヒアリングをされていまして、その情報等も反映して

調査を行ったという理解でございますので、こういったことを10ページのフローの図に一部反映してもいいのかなというふうに考えております。

あと今回の調査、5区域が有望区域に挙げた北海道において、系統接続の蓋然性が示されたということ、それから、その検証を行ったという試み自体、これは本来この準備区域の間に接続の蓋然性を確認しておくというプロセスですので、そのプロセスに合わせたということ。それから、一定に確認ができたという結果については、非常に良かったなというふうに思います。

ただ、一方で、現地で系統接続は可能ということと、発電した電力がちゃんと利用されるということは、もう別問題でございまして。せっかく接続ができて、大規模な出力抑制がかかるようなことということは避けなきゃいけないということです。ですので、他地域への送電手段をきっちり確保することや、北海道において地産地消、これは将来的にはグリーン水素の製造などもあると思うんですけども、そういったようなこと。または、アグリゲーション機能を向上させておくというような、このせっかくの電源キャパシティをしっかりと活用できるように、いろんなことが同時並行的に進みますので、そのタイムラインを合わせた様々な努力が必要なのかなというのを、改めて認識いたしました。

次、地域の協議会のほうの点でご質問をさせていただきます。今回、様々な好事例ということで、非常にラウンドが進んできて、地元の協議会が実のある議論になってきたのかなというのは、非常に喜ばしく拝見いたしました。

幾つかの協議会の実際の議事録を拝見しておりまして、例えば胎内の協議会などでは、サケの遡上の影響の観点ですとか、その辺りを海洋区域のみならず、内水への影響を含めた配慮というようなこと。それから、地元のサケ文化への保全等、非常に具体的、かつきめ細かな議論が進められたというふうに理解しております。

その上で、協議会を開いて、初めからこのようなレベルの高い議論ができたというのは、そもそも以前からこの区域では、期成同盟会という地元関係者による議論の場があって、様々な論点出しが行われてきたという素地があったことが寄与したのではないかなと感じました。ですので、その点について、ご見解を伺いたいと思います。

と申しますのは、協議会は、ある意味正式な場であって、協議会の席につくということ自体、事業を進めていく意思があるという、そういうような組織や団体が参加しているのではないかなということです。ですので、すなわち促進地域に移行する前の有望区域、準備区域の段階でも、そもそもの賛成、反対を含めて、地元で様々な議論が行われて、その中で意見が集約していくということが実はポイントなのかなというふうに感じておりまして。これからラウンド3、4と進んでいくにつれ、より多くの区域を準備区域から有望区域、有望区域から促進区域に上げていかなきゃいけないということで、この点、非常に大きなポイントになるのではないかなと感じておりまして、ご質問をさせていただく趣旨でございます。

私からは以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。

事務局からのコメント、答弁は、後ほどまとめてお願いしたいと思います。

それでは、次に、石原委員、どうぞご発言ください。

○石原委員

石原でございます。今日のご説明が、これまでいろいろ検討されたことをより具体化して、非常にいい方向に向かっていると思います。

それぞれの資料について、2点ほどコメントと質問がございます。

まず、系統確保スキームの見直しについてですが、今後、系統連系が、特にセントラル方式になった場合に、やはり国のほうが系統を確保するというのは、本来のセントラル方式の一番重要なポイントですので、それに向かっているということが非常にいい方向だと理解しています。今後、系統連系に関して、よりスムーズに実行できるような案になっていますので、賛成いたします。

質問というか、実際にこの案についての質問というよりは、この資料の中に参考の部分がございまして、ページで言うと6ページというところがあると思いますが、1番、2番は、ご回答のとおりだと思いますが、今回算定されたものは、あくまで現時点で考えられている規模10MWですが、本当は15MWです。恐らく今10MWの風車は、既に入手できないので、15MW規模になるかなというふうに思っています。いずれにしても、この1番、2番については、今後、実際の状況に応じて、また算定されるというふうに理解しています。

4番目について、伺いたいのですが。事業者から、浮体式の導入に関して質問をされたのは、今回の5か所です、有望区域に新たに指定されたところは、恐らく現時点では着床式になっているのですが。一方、イギリスのほうが着床式の次を浮体式、大規模の浮体式の開発は既に開始されていまして。その中で、着床式と浮体式は混合されるというか、ハイブリッドになるとか、日本ではもう少し先になるかもしれないんですが、先行しているイギリスでは、既に着床式、浮体式、場合によって混合式、そういうことも認めているのですが、そういうようなことについて、多分事業者が念頭にあるということかもしれないんですが。そういった浮体式、あるいは着床式と浮体式の混合ということを今後考えられるかどうかということについて、もし何かご見解ありましたら、教えていただければと思います。

2点目について、今回、地域での案件形成に関する取組についても紹介していただきました。これについても極めて重要な話だと理解しています。特に基金の作り方についても、ラウンド1と異なり、ラウンド2では、今度設備容量において、実際の2ページのところに、下の非常に小さい字で書かれているんですが、kW×250×30です。30というのは、後でここをもうちょっと説明していただきたいと思いますが、恐らく、30というのは30年ということですが、250というのは250円/kWということかどうかというのを、後でもうちょっと教えていただければと思います。

この基金の作り方に関しては、発電の量とか、あるいは発電量の金額とか、場合によって、この発電所が止まったりするとかいうこともありますので、そういったことを考えると、

今のように規模に応じて設定するというのが、地域にとっては、この基金を活用して地域振興、あるいは漁業振興には非常に役に立つというふうに理解しています。

一方、先ほどの質問の中にもあるように、この基金をどうやって使うかというのは、今後より重要になっていくのではないかと思います。地域のほうが基金をうまく活用して、この地域に合った地域振興、あるいは漁業振興をつくっていくためには、専門家のサポート、いろんな方のご支援が必要ですので、こういった取組が、今後つくっていくことが極めて重要と考えていますので、こういった取組に関しても、今後も続けていただければと思います。

質問がさっきのところ、基金のところはラウンド1と変わっていて、ラウンド2がこういう方向に進んでいると理解していますが、もう少しこの辺の経緯とか、あるいは考え方とか、教えていただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

次は、加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

加藤です。ご説明いただきありがとうございました。系統確保スキームの見直しについては、条件を丁寧に設定していただいております、国が確保する場合というのがどのようなケースなのかを提示していただいておりますが大変合理的だと私も思いますので、賛同したいと思います。

その上で2つコメントします。まず、9ページ目に報告というのがあって、北海道での事前調査をベースに一般化したとのご説明でした。ここで、系統容量の確保が必要でないことについては、エビデンスをご提示いただいた一方で、2番目の系統容量以外の要素が影響したという点については、そのような事例をお示しいただいていないように思いました。実際に北海道の中でそういった事例があったのでしょうか。具体的な事例を教えてください、もう少し具体的なイメージが湧いて、国が関与すべきということが分かると思えました。

次に、地域の協議会のほうについてですが、こちらも基金を活用して地域への貢献をきちんと分析されようとしており、大変良い試みだと思えました。漁業影響調査も含めて、インパクトを測定するというところで、科学的なアプローチでよいと思うのですが、どういう効果が出たのかという結果だけではなく、なぜそれが起こったのかというロジックも検討していただくとよいのではないのでしょうか。当然地域固有の要素もあると思うのですが、地域を横断してほかの地域でも参考になるような因果関係や効果の波及メカニズムが見つかる可能性もあると思いますので、うまくそれらを整理し、可能ならば地域間で知見が共有される仕組みをつくることで、より合理的に評価を行える仕組みをつくるのが望ましいと思います。そういう意味で言うと、各地域の効果分析の結果を集約して、相互に見られる仕組みを作れるのは国だけだという気がしますので、そういったことも視野に入れて支援していただけるとありがたいと考えます。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。

次は、飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

飯田です。よろしくお願いします。先に資料1の系統確保のスキームについては、これまでも委員の先生方からもございました、具体的検討をありがとうございます。非常に良い取組だというふうに理解しております。

その上で、発電出力の算定については、調達可能な風力発電機のスペックが、その時流に合わせて考慮されるということで、非常に良いと思いますし。下限と上限が見込まれるということで、最低限実施してほしい風力発電事業の規模が伝わったり、容量確保の安心感というものが醸成できると思うので、ぜひいいなというふうに感じております。

他方で、参考までに、最近の風車メーカーとかでは、20MW 弱の発表とかもあったり、技術進展によっては、石原先生も先ほどお話ありましたけども、着床、浮体のタイプの違いとか、従量・構造の違いとかの観点で、やはり海底地盤との関係なども考慮しないケースもままあると思うので、大ざっぱな検討とはいえ、ある程度の信頼性は求められると思いますので、準備をいただけるとありがたいと思いました。

あと、系統確保をする上では、別の枠組みとの議論が必要じゃないかなと。具体的には、先ほど原田委員もお話ありましたけど、コネクト&マネージとかの状況によっては、抑制の在り方とか、系統規模の活用の幅とか、考え方があるんじゃないかなというふうに思いますし。さらには、系統整備のほうの連系も重要じゃないかなと思ってまして、最大限洋上風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入が促進・連系できるような考慮をいただきたいなというふうに思うんですけども、こちらの系統側との対応というのは、どのようにお考えかというのがもしあれば、教えていただければと思います。

資料2のほうの地域での取組についても、非常に良い取組でして、洋上風力に限らず大規模な開発事業を展開されるということは、地域に変革をもたらすものだというふうに思います。特に風力発電事業者も、30年という長い間この事業を実施するということは、もうもはや地域の一員となって、その地域を理解して、より良い循環に協力をしてもらうということだと思いますので、洋上風力が入ることの負のインパクトだけでなく、こういう形で活用した活性化を促してもらえというのは、非常に重要なことというふうに思っております。

若干質問的なことにもなるかもしれないんですけど、洋上風力が入ることで、これは契機になると思うんですけども、洋上風力のこのタイミングだけで、短期間に議論をするというのは、やっぱりあまりよくないなと思いますし、特定のステークホルダーだけで議論するのもよくないと思うので、タイミングは準備期間にするのか悩ましいところだとは思いますが、すけれども、やはり普段から、この各地域で地域課題の議論だとか、地域計画ということも

大事かなというふうに思います。

僕、所属している先端研とかでも、地域連携を、より地域協定を結びながらやっているんですけども、その際に多くのステークホルダーが巻き込んで活動するようナリビングラボとか、そういう都市計画手法も適用して、やっぱり巻き込み型は大変なんですけれども、地域課題の開発に前向きに、かつ創発的に進めることができるというふうに認識していますので、ぜひ多様なステークホルダーもこの議論の枠組みで考えられるといいんじゃないかなというふうに、これは協議会にそういうメンバーを入れてくださいということではないんですけども、地域のほうでそういうことを議論していただくのを、協議会の枠以外でも進めていただく何か仕掛けができるといいかなというふうに思いました。

そういう意味で、ぜひ地域自治体が主体となって動けるように、ただ自治体だけでは厳しいと思うので、難しいところはあると思うので、適切な地域サポートができると、国からしていただくとてもいいなというふうに思いました。

長くなりましたが、最後に、地域振興の取組は、必ずしも洋上風力にこだわらない議論があると思うんです。そういう意味で、洋上風力と直接関係しないものは、この基金の取扱いに含むのかどうかということをお教えいただきたいのと、この基金が適切に運用されているかどうかという、改善させていくような仕組みというのは、協議会で継続的に議論を進めるというイメージなのかという、その点だけ教えていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

それでは、次は片石委員ですね、どうぞご発言ください。

○片石委員

片石です。ありがとうございます。今日はご説明ありがとうございました。

3点あるんですけども。まず、1点目は、資料1でご説明いただいた内容で、事業者にこれまで系統確保の契約をお願いしていたところを、今後、国が確保する仕組みにするということで、これによって発電事業者がそれぞれ確保することに比べると、事業者の手続だとか経済的な負担などが軽減されるということにもなるのであれば、発電事業者にとっても、電気の利用者にとっても、地域の皆様にとっても、とてもいいスキームだと私は思います。

次に2点目なんですけど、資料2でご説明いただいた案件形成に関わる、8ページ目に、地域に対して事前に、一番左端の箱の中に全体研修会などを行う中で情報を共有すると、知見や情報を共有するということが記載されているんですけども。私は、特にこの案件形成の前の段階で、事業者側となるような人たちに対しても、どこでどのような漁業が行われているのかという情報提供を事前に行っておくべきだと思います。

例えば沿岸漁業であれば、都道府県がもちろん把握をしているので、それは情報として得られますし、今後、事業の展開が考えられる沖合に関しても、大臣許可漁業であれば水産庁

がどこで巻き網漁業をしているか、そういったところが把握されているはずですので、それが事前に分かっておくことによって、地域との合意形成などにも役に立つと思います。

また、先行地域でこれまで行った漁業への影響ですとか、あるいは効果などに関しても、事前に、それは地域の皆さんへ情報として、ぜひ発信していただければと思います。

あと、3点目になります。地域の将来像に、この発電事業者が関わっていくという、そういうご説明ございましたけれども。私は、この経済産業省が地域に関わるということについて、とてもいい効果があると思っています。例えば、漁業地域に異業種や異分野の企業の方との関係なんかも生まれて、その結果、新たな産業の創出にもつながっていく可能性があるのではないかと思います。

一つちょっと事例を申し上げますと、先日、報道で見た事例なんですけれども、これは風力発電事業ではないんですが、北海道の神恵内村というところで、放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けた文献調査というのが行われましたけれども、その調査のご縁で、地域がやりたいと思っていたウナギ養殖事業を行う企業が立地をするという方向になったんです。これはまさに経済産業省さんが関わることによって、今までなかった地域への企業との関わりというものができたという点で、私はとてもいい効果だなと思って見ておりました。そういった効果を、この洋上風力発電事業でも期待しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

次は、桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。事務局の取りまとめ、ありがとうございます。私も資料1の12ページのご提案内容に賛同いたします。セントラル方式の導入を目指し、国による系統確保スキームに集約していくという方向の中で、既存の事業者側が系統確保をしていたところとの関係を整理していただき、事業者側の予見性も担保され、円滑に移行が進むとよいと思っております。

既に事業者ヒアリングなども踏まえてのご提案だと思いますけれども、これを実施されるに際しては、この3のAの事業者からの情報提供とある点、しっかり周知して取り組んでいただければと思います。

それから、系統確保スキーム以外のセントラル方式への移行においても、同じように、事業者側の既存の努力との関係が出てまいりますので、そちらも引き続き、事業者側の予見性が確保されて、経済合理性のある対応がされるようお願いしたいと思います。

それから、資料2についてですが、こちらも共生基金の運用、漁業調査影響の考え方等の取組をお聞きして、非常に良い取組が進んでいるなと思いました。こうした取組を進めて、その内容を広げていくことで、事業者側も予見性が高まり、取組もしやすくなりますし、地域連系も進んでいくと思いますので、今後はこうした状況を適宜アップデートして、情報発

信を続けていただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次は、菊池委員、どうぞご発言をお願いいたします。

○菊池委員

ご説明どうもありがとうございました。私も、代替方針として国が容量を確保するというふうな方針というのは賛成をしておりますけど。実は、ちょっと私自身が、ノンファーム型接続について、ちょっと十分な認識がないための質問かもしれないので、ちょっと申し訳ないんですが、ちょっとその点についてご質問をさせていただきたいと思います。

全体としては、容量確保ということですけど、ちょっとノンファーム接続の関係でいくと、例えばほかのものが発電していないときに、風力発電の電気がたくさん流れるということだろうと思うんですけど、風力発電のほうが発電し過ぎているために、十分に配電できないというようなことが起こったりするのかと思ったりして。その辺というのは、どの程度精度よく、例えば容量はあるけれど送電できないことがあるみたいなことについては、どの程度精度よく推定しておくことが必要なのかどうかというところ、ちょっと気になりました。そういうのは心配ないのかも含めて、ちょっと追加のご説明をしていただけると大変ありがたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、大串委員、どうぞご発言を。

○大串委員

ありがとうございます。今日お話しいただいた案件に関しては、非常にいいものをつくっていただいて、容量確保のための交通整理に国が関与していただくということは、とても事業者の人にとっても、これまでの努力が報われるだけではなくて、いろんな利害関係を含めた調整が早く進むということで、とてもいいことだなと思っています。

私が1点、確認したいのは、送電網の脆弱性が、どういうふうに今改善されようとしているのかということについてです。例えば再生エネルギーに関しましては、送電網が非常に脆弱であるということなどが指摘をされていますけれども今後どう対応されるのでしょうか。例えば、ドイツなどでは、再生可能エネルギー促進のために、再生可能エネルギーを買い取ることができなかった場合は、事業者の方に補償金を払ってもらおうと。それで再生可能エネルギーを、なるだけ推進してもらおう方向に進めていったりということもお聞きしております。

そこで、現在、送電網増強のためにどんな取組がなされているのかということについて、

少しご紹介いただけたらと思って、お話ししました。よろしくお願いします。

○山内座長

はい、ありがとうございます。これで、委員の皆様、一通りご発言いただいたわけですが、来生先生には後ほど相対的なコメント、全体的なコメントをいただきたいと思えます。追加的なご発言等いかがですか、よろしいですか。

それでは、幾つかご質問とコメント等出ましたので、事務局からコメントでよろしいですか。

○事務局（石井室長）

はい、承知しました。今回も先生方から多くのご意見、それからご質問をいただきまして、どうもありがとうございます。ちょっと順不同になってしまうかもしれませんが、まず、原田委員からご指摘いただいた、資料1の10ページです。系統確保スキームのプロセスですが、プロセスにご指摘いただいた事業者ヒアリングなど、そういったプロセスを経ていることを明記する点、しっかり反映していきたいと思っております。

それから、セントラル制度の骨子、これは以前の洋上WG合同会議の中でもご紹介しましたけれども、系統を含めて、これしっかり改良してまいります。単機の出力についても、この時点、その状況で想定される技術というものを反映した形で、引き続き、今日ご説明したような調査を実施していくということだと考えています。

それから、これ原田委員だったと思うんですけども、将来像です、将来像をどのように検討しているのかという話だったと思いますが、原田委員ご指摘のとおりでして、あらかじめ、この準備区域になる前ですとか、準備区域の段階から、この地域がどのように発展していくのかということについて、地元において、いろんな方々のご議論をして、将来像を検討されている、そういう地域もあります。

つまり、法定協議会の場合だけでは、この将来像というのは出来上がらないんです。実態として申し上げますと、法定協議会と並行して、実は経済産業省の職員が何度も現地に足を運んでいまして、法定協議会とは別に、裏でこの地域どうやって洋上風力をうまく活用しながら、20年後、30年後発展させていくのかという地域の将来像を何度もご議論をさせていただいています。

いろんなコメントをいただくんです、将来こういう地域にしたいというコメントをいただきます。それを私どものほうで文書に落とし込んで、また、最後、落とし込んだ文書をお持ちして、ご覧いただく、ご確認いただくというのを何度も繰り返していきます。そういった形を経て、法定協議会の場合、将来像はこういうことですかねというのを、これはオープンな中で議論をしていきますけれども、そういうことを進めています。

それから、これ石原先生からご質問をいただきました、浮体式です。今回、北海道の5区域で実施した調査については、着床ということになっていますけど、これは調査対象の区域については、都道府県からいただいた情報提供に基づいてやっているためです。この都道府県からいただいた情報提供が、着床を対象の水深のみであったので、今回は着床になってい

ます。ですので、着床ですとか浮体のミックスといったケースで情報提供が上がってくれば、そういう形で調査をする。すなわち、系統確保のための調査をするということがニーズとしてあれば、当然あり得ます。したがって、浮体を排除しているというものではございません。

それから、あと石原先生からいただいたご質問で共生基金の話ですけれども。共生基金は、第1ラウンドから第2ラウンド以降、このように変わった背景はということでしたけれども、発電事業者によって、この共生基金の額が大きく差がつく、変わるということにならないことが、一つ大事なポイントかと思っています。

したがって、この事業者によって大きな差が生じないようにするためには、発電容量をベースにするのがよいのではないかという、そういう考え方です。当然、系統容量に加えて、ある一定程度、大体事業者によっては設備を非常に多く積むという傾向があるので、事業者によっては、この発電容量の値がずれることはあるんですけれども、それほど大きな差は生じないということから、発電容量をベースにして計算することになっています。

なぜ250なのかということについては、こちらは洋上風力、風力については電源立地交付金の対象になっていないんですけれども、電源立地交付金と算定方法で水力の数値を参考にしております。30は、これ石原先生ご指摘いただきましたとおりで、再エネ海域利用法の発電事業者の海域の占用期間30年、この30を使っています。ただ、これは毎年毎年共生基金として一定額を基金として捻出していくのか、それともあらかじめ早い段階でどんと基金を捻出していくのかというのは、それはルールとして決まっているものではありません。実際は、各区域ごとに選定された事業者が、この法定協議会のメンバーに入って、この法定協議会の中でどのタイミングで基金を捻出していくのかとか、そういったルールが決まっていく形になります。

それから、加藤委員からご質問をいただいた点ですけれども、これは具体的には変電所、それから開閉所、そういった連系点についての物理的な制約があることです。この物理的なポイントは限られておりますので、そういったものを事例としてお示しをしています。

同じく、加藤委員から漁業影響調査のお話ございました。この影響については、まだ洋上風力は始まったばかりです。運転を開始している事例は港湾しか今ないという状況でございますので、この再エネ海域利用法に基づく大規模なプロジェクトが始まって以降は、そういった地域も含めて分析の結果、それから漁業影響調査の調査結果というものはしっかりと蓄積をしていくことが大事だというふうに考えています。

法定協議会は、何度も申し上げますように、選定事業者が決まった後も、選定事業者が入った形で公開で実施していくこととなります。この法定協議会の中では、地域共生策、それから漁業振興策のみならず、漁業影響調査についても当然フォローをしていくこととなりますので、漁業影響調査の結果については、同じく公開と、各事例を積み重ねていきたいというふうに考えております。

それから、原田委員、飯田委員、それから菊池委員、大串委員から同じようなご指摘をいただきました。これは系統増強のお話だというふうに考えておりますけれども、系統増強の

考え方については、私どもも課題というふうに考えております。こちらは今まで決まったものはありませんけれども、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、飯田委員からご指摘をいただきました、地域の理解醸成の話ですけれども、これは極めて重要でございます。法定協議会とは別に、先ほどの資料2の最後のページで紹介いたしましたけれども、法定協議会とは別に、各地域における理解醸成の活動というものを国は支援をしております。その中で、例えば、そのサイトビジットの話もしましたけれども、私ども経済産業省も現地に入って、この再エネ海域利用法の制度周知ですとか、海外の取組状況なども含めて、直接の利害関係者じゃない方に対する周知といったものもやっております。こういった取組は、引き続き進めていきたいというふうに考えています。

それから、同じく飯田委員からご質問をいただいた、洋上風力以外の地域振興についても、これは共生策の内数対象になるのかということですが、これも洋上風力以外の内容であったとしても、そういう地域振興は対象になります。ただ、具体的にどういう地域振興策を進めていくのかということについては、各区域の法定協議会において、地域の特性を踏まえて内容が決まるということになります。

また、この占用期間というのは、30年に及ぶ、長期になりますので、この地域振興策の中身についても法定協議会で自治体に進捗を確認し、場合によっては、この共生策の内容もアップデート、更新していく必要がございます。

それから、片石委員からご指摘いただいた点でございます。漁業の操業状況については、これ毎年都道府県から国が情報提供を受ける中で、その情報についても提出をいただいております。

それから、漁業影響調査の結果については、こちらは法定協議会を通じて公開することになります。

また、片石委員からは、経済産業省がこういった取組を進めていくことは非常にいいというご指摘をいただきました。どうもありがとうございます。具体的には、恐らく一次産業の六次化のような話だと思いますけれども、第1ラウンドの公募では、三菱商事さんのコンソーシアムが3海域で進めておりますけれども、具体的な共生策として、ファンド開拓支援などがなされています。今後のラウンドでも、こういった地域振興策がより多く事例として出ていくように、私どもも進めていきたいというふうに考えております。

それから、桑原委員からご指摘いただいた点、事業者の予見可能性、それから経済効率性のお話ですけれども、私ども引き続き、この予見可能性、経済効率性も含めてしっかり管理して進めていきたいと思っております。情報発信も進めてまいります。

どうもありがとうございます。私からは以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。ということで、今、室長がおっしゃったように、大変貴重な有益なご指摘をいただいたかと、ご質問もいただいたと思っております。

何か追加的にご質問とか大丈夫ですか。更問いでも、大丈夫ですか。

それでは、皆さんのご意見伺ったところ、先ほど最初に申しました 12、スライド 12 のところの論点については、皆さんご賛同いただいたといいますか、特に大きな反論はなかったと思いますので、こういう方向で進めていただくということで、我々の議論のまとめにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

その前に、來生先生からコメントをいただかなきゃいけなかったです。來生先生、よろしくお願いいたします。

○來生委員長

まず、系統確保、これは皆さんのご意見と私も全く同じでございます。セントラル方式で、マーケットでの各事業者の自由な行動に任せていたところに、政府主導性を強めていく、これ自体、2030 年目標、40 年目標という数値目標もございますし、日本の各関係の企業が世界的な競争のマーケットの中で占めている立場というようなものを考えると、こういう形で加速をするというのは、極めて合理的なことだろうと思います。

その際に注意しなければいけないことは、一つは、既にある種の行動ルールのもとでいろいろな行動があることとの関係で、新しいルールが公平性の観点でどのように評価されるか。調整の仕方として、今日のご提案は大変合理的な調整の仕方だろうというふうに思います。

それから、政府の介入、一般論で言うと、マーケットのダイナミズムを失わせる可能性がありますけれども、いろいろな意味でそういう心配もないような方式であり、良いアイデアをご提示いただいたというふうに考えております。

それから、地域との調整ということでございますけれども、これはある意味で、面白いという語弊がありますけれども、私のように法律をやっている人間から見ると、大変大きな課題だろうと思います。

といいますのは、日本が高度成長期には、20 世紀型の海を使った経済活動についての調整のメカニズムは、沿岸ごく近いところに限られていましたから、海の新規の利用形態は、漁業権漁業という権利との調整となり、いろいろな評価はあるけれども、20 世紀においてそれなりの調整の社会的システムをつくった。その調整システムは、私は合理的なシステムだったと考えております。

それとの関係で言うと、今、我々が直面しているのは、一般海域で、沿岸域からだんだん沖合に出ていく。沖合はるか遠くに行けば、排他的経済水域は、全くその典型ですけれども、漁業権漁業で片がつかない、漁業権漁業と、それから先ほどご指摘もありました、許可漁業、大臣許可漁業、それから都道府県知事許可漁業、排他的経済水域に行くと、そこに外国の事業者も入ってくる。

当事者が誰か、いろいろな利害調整をするときの当事者が誰か。当事者をというのは、そもそもどういうふうに考えたらよいのかということで、全く新しい局面になるわけです。具体的には、地元というのが何であるか、当事者と地元ということ自体、20 世紀型にはない新しい社会的合意形成の課題が、今与えられていると思います。これが高度成長期とは違う、

まさにこれからの日本社会全体の中でどういう合意形成、みんなの財産である海を使って経済活動をする、そういう中で利益の配分がいかにあるべきかという問題だと思います。

地元との関係と言うと、水産庁が今、漁業と海業という政策を、非常に大きな政策として打ち出している。その各論として、漁業者が洋上風力を契機としていかに地元の活性化を図っていくかという問題がある。

そういう中で、様々な利害関係者がかかわって、沖合遠くに行けば行くほど拡大される。しかも我々の課題は、新しい社会と社会的合意形成のシステムをどうつくるかということです。ですから、それに向けて地元レベル、と地元に限らず、端的に言うと全国レベル、様々なレベルで十分な情報交換をして新しい合意形成の前提となる実態把握をどうするか、漁業に対する影響ということ一つ考えても、許可漁業の実態をどう把握するのか、個別の許可漁業者が特定の海域で操業が制限されることによる損失がどういうものかの把握、その点一つを考えただけでも大変大きな難しい課題があろうかと思えます。そういうことに向けて、まさに今、新しい社会的合意形成のルールをつるというタイミングなんで、様々な当事者の意見をしっかり把握をして、実態をしっかりと把握して、新しいルールづくりに取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。

長くなりました。以上です。

3. 閉会

○山内座長

それでは、先ほども申し上げましたけれども、系統確保スキームの見直し、特に事務局論点整理というのは、おおむねご賛同いただいたということと総合判断させていただきます。

それで全体の合同会議で議論しておりますセントラル方式の運用方針、この具体化の検討を進めていただきまして、今後の合同会議で運用方針の本体案をお示しいただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の合同会議は閉会とさせていただきます。

本日はご多忙中のところ、本当に熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。これにて閉会いたします。